

【公共下水道公共汚水柵設置願の提出必要書類一覧】

公共汚水柵設置にあたっては、以下の書類（原本）を下水道推進課へ提出してください。
注意：自費・公費どちらの設置でも提出が必要となります。

公共下水道公共汚水柵設置願（様式第3号）

公共汚水柵の設置希望位置図（様式第1号）

登記事項証明書（土地の謄本）

土地台帳付属地図（公図・地積測量図）

位置図（住宅地図）

承諾書（土地所有者と申請者である建物所有者が異なる場合のみ添付）

※法務局で直接交付されたもののみ、受付しております。
オンラインで交付されたものでは、受付して
おりません。

《自費設置の場合は、以下の書類も上記に追加して提出が必要となります》

断面図・平面図

※以下の書類は、道路の管理者及び警察に工事・占用の許可を得るため、各4部必要です。

- ・本市ホームページの「道路占用の許可申請」のページに Excel データがありますので、ご利用ください。
- ・記入の仕方については、別紙の「見 本」を参照してください。

道路占用許可申請書

誓約書

位置図・平面図・断面図

各種占用関係者協議報告書

保安設置図

（裏面に続きあり）

工事着手前の現況写真

同意書（通行止めの場合、夜間工事の場合、敷鉄板敷設による片側交互通行で敷鉄板の上げ下げに伴う一時的に車両通行止めになることがある場合）

街区基準点付近での工事施工届出書（街区基準点の付近で掘削工事を行う場合）

街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（街区基準点がある場所で掘削工事を行う場合）

交通規制図

工事工程表（簡易なもの）

その他、当課から指示があった必要書類

必要書類は、以上となります。

道路の占用には、全ての書類が揃い担当部署に提出してから、早くても2～4週間程度かかります。

県道・国道の場合などは、8週間程度かかることもあるのでご注意ください。